

〔研究論文〕

国内法廷における国際法の解釈、理解と適用 —日本の戦後補償裁判の場合—

何 鳴

〔Article〕

An Interpretation and Application of International Legal Rules in Municipal Court : A Case of Japan's Postwar Compensation Trial

Ming HE

Abstract

When we examine how international legal rules has been used in municipal court, we should see the case “Trial for Personal Legal Compensation after World War II” in Japanese court. The case shows a significant example to us. The interpretation of international legal rule is a factor to decide the application in municipal court. And the application of international rule in municipal court provides a possibility of fulfillment and development for international law.

The Trial for Personal Legal Compensation after World War II is a rare case that contents a lot of actions that relate and apply international law in municipal court. The case shows us a fact that when international legal rules appear on municipal court, the interpretation of judges, of the plaintiff and defendant, decides the effect of the case.

一 問題の所在：国際法は戦後補償裁判に妥当かつ客観に適用されているか

現在日本の地方裁判所と高等裁判所で行われている戦後補償裁判は法律上、政治上の意義を多々持っている。そして法律上の意義と言っても、各部門法がそれぞれの視点から結論を出している。例えば、法理論を志向する法社会学が、「社会における法」の視点から法の社会における効果と効果達成の要因および達成阻害の要因を析出して現行法が社会の法需要に答えているかをとらえ、戦後補償裁判の意義と問題を考え、同裁判に表れている法改革の必要性および新たな法形成の可能性に関して積極的に評価している⁽¹⁾。民法が戦後裁判争点の「時効」、「除斥期間」⁽²⁾、「不法責任」（強制連行の

1) 何鳴「未解決の個人の戦争被害と司法の救済」文教大学国際学部紀要第15巻第1号、ジェンダー法学の視点から、同「戦後補償裁判における女性の権利の実現—ジェンダー法学の視点から」二松学舎大学論集47号、また法学一般・法学理論の視点からは、日本弁護士連合会編『日本の戦後補償』明石書店一九九四年、広渡清吾「戦後補償の法理論的問題—ドイツを素材に考える」法と民主主義300号、同「近代主義・戦後補償・法化論」法律時報六八巻11号、坂本茂樹「戦後補償裁判が問うもの—受苦はいまだに救済されていない」法律時報七一巻4号。憲法からは、広渡清吾「憲法と戦後責任—戦後五〇年・日本とドイツ」法律時報六八巻5号。

2) 吉田邦彦「在日外国人問題と時効法学・戦後補償—いわゆる『強制連行・労働』問題の民法的考察」ジュリストNo.1214-1218、松本克美「戦後補償裁判と消滅時効・除斥期間」ジュリスト1118号、同「時効・除斥期間論の現状と課題」法律時報76巻1号。

場合では企業に対しては安全配慮義務違反で、日本国に対しては国家賠償責任⁽³⁾をめぐって原告・被告の両側に肯定・否定の意見を出されている。そして、なにより戦後補償裁判は国内法廷で国際法を適用する典型的な事例である。同裁判の国際法の問題性は裁判所側に度々言及されている。例えば、東京高裁「フィリピン性奴隷損害賠償請求訴訟控訴事件」判決文に「本件各加害行為は……国際法の規律ないしは国家の意思にかからしめるべき事柄というべきである」⁽⁴⁾。東京高裁「在日韓国人従軍慰安婦戦後補償請求事件控訴」判決文に「この事案での控訴人(原告)の請求原因の特徴は、……国際法又は国際慣習法の直接適用による日本国に対する個人の損害賠償等の請求を国内民事手続において請求した点である。これが可能であるか否かは、国際法解釈に関する問題である」⁽⁵⁾。戦後補償裁判にこういう国際法の問題性があるため、法廷内外において国際法に関する法律争点の検討には議題が多く、内容も豊富である⁽⁶⁾。

それならば、戦後補償裁判の法廷で具体的にどんな国際法の問題が法律争点となっているであろう。この問題はいわゆる国内法廷における国際法の適用の問題であり、国内法廷における国際法の適用可能性または条件を検討することである。戦後補償裁判では、国際法の法律争点は二つにまとめられる。一つは、国際法は個人にも適用できるか、一個人が国際法を準拠にして国家に対して戦争被害損害賠償を請求する権利を有するか、である。これは戦後補償裁判における国際法の適用に関する法律争点の中心的な問題である。もう一つは、もし国際法には個人の請求権があるか否かは確定的ではないというならば、戦後補償裁判で適用される、すなわち準拠法でもあり、また法律争点でもある関連の国際条約はどう適用されるべきか、である。これは上述の中心的な問題の副産物である。

国際法には個人の権利、国家に対する個人の損害賠償請求権があるか、国際条約にはこの個人請求権が認められているか、この戦後補償裁判の国際法争点の二つに対して、本論文はケース・スタディを通して、この国際法争点の生成原因、戦後補償裁判に与えた影響、国際法自身にはどんな意義があるか、に関して考察し分析する。

なぜ本論文はこのような考察と分析を試みるか、問題意識は戦後補償裁判の現場を見て大量の判例を研究したことから生じてきた。すなわち、上述した三点の考察と分析の作業にはそれぞれの目的がある：

- 3) 芝池義一「戦後補償訴訟と公権力無責任原則」法律時報76巻1号、人見剛「戦後補償裁判中の不作為国家賠償訴訟について」法律時報76巻1号、西埜章「戦争犠牲者に対する賠償立法の法理についての試論」法律時報76巻1号。これらの論文は戦後補償の「国家賠償責任」に対して厳密な理論的な論証を努めている。戦後補償の現実に対照すれば、それらの論証には国家賠償責任の首肯に対しては消極性があると言えよう。
- 4) 東京高裁「フィリピン旧日本軍性奴隷損害賠償請求訴訟控訴審判」判決平成12年12月6日判例時報1744号59頁。
- 5) 東京高裁「在日韓国人従軍慰安婦戦後補償請求事件控訴審判」判決平成12年11月30日判例時報1741号40頁。
- 6) 戦後補償裁判の法廷外の研究論文としては、藤田久一・鈴木五十三・永野貫太郎『戦争と個人の権利—旧くて新しい道』日本評論社1999年、国際人権研究会編『慰安婦・強制連行：責任と償い—日本の戦後補償への国際法と国連の対応』新泉社1993年、国際法律家協会編『国際法から見た「従軍慰安婦」問題』明石書店1995年阿部浩巳「戦後責任と国際法」自由と正義1993年9月号、戸塚悦郎「国際法から見た日本軍性奴隷問題」岩波講座『現代の法11・ジェンダーと法』岩波書店1997年3～337頁、申恵丰「国際法から見た戦後補償」奥田安弘・川島真編『共同研究・中国戦後補償—歴史・法・裁判』明石書店2000年81～125頁、中川淳司「戦後補償訴訟と国際法—司法を通じた戦後補償の可能性と限界」法学教室238号2000年、何鳴前掲論文注1、泉澤章「条約による個人請求権の放棄」法律時報76巻1号。申恵丰・高木喜孝・永野貫太郎編『戦後補償と国際人道法』明石書店2005年。国際私法から奥田安弘「国際私法から見た戦後補償」奥田安弘・川島真編前掲書126～185頁。同裁判の法廷内において全事件の共通の法律争点は国際法であり、原告の主張と被告の抗弁にも、判決文にも必ず国際法が言及されている。戦後補償裁判における国際法の適用とその問題を注目する本論文と同様な視点をしているのは、阿部浩己「国際人権法と日本の国内法則」国際法学会編『日本と国際法の100年第4巻・人権』三省堂2001年267～294頁。

国際法に個人の権利があるか、条約には個人の権利が認められているか、の生成原因を分析し、戦後補償裁判の現場と判例から得た認識として、国際法は同裁判においては正確に解釈され、認識されているか、それゆえ客観的に適用されたかに対して、肯定的に評価できない。そのため、国際法は戦後補償裁判においては本来あるべき、有益な貢献が多くない、と言わざるを得ない。

さらに、本来国内法廷に国際法を適用するのは国際法の実効性にかかわることで、国際法の実現にとって意義がある。しかし、戦後補償裁判の場合ではこの意義がある、と言うことはできない。

国内法廷における国際法の適用、および国内法廷を媒介にして国際法を実現する、ということをも最も強調したのは、Jeningsである⁽⁷⁾。彼が発信したこの強調以来、現在日本で行われている戦後補償裁判は国際法の適用と実現の絶好の現場である。この現場で国際法は予期のように適用されているか、実現されているか。

二 国際法には個人の請求権があるか

1 戦後補償裁判の現場において

この問いを本論文の問題において正確に言えば、国際法には個人は戦争被害を事由に国家とりわけ外国国家を相手にして主張する損害賠償請求権があるか、である。この問いに答えるのには、まず国際社会の一般論として国際法は国家間の法律である、と言わなければならない。それ故に、国際法学は通説として国際法の性質は国家間の法である、といわれている。

この一般論および通説は、戦後補償裁判においては主観的な絶対的な盾となって、原告—外国籍個人の戦争被害者で被告の日本国および関連企業に対して損害賠償請求を主張した権利者—の訴求を一つ却下している。

裁判所側の却下の理由は、国際法には個人の権利に関する規定がない、それゆえ国際法には個人の権利が存在していない；慣習国際法にも個人の権利に関する諸国間の法的信念もなく、そのような慣行もない。たとえ個別的な事件または事案には個人の権利を承認した慣行があるとしても、事後の継続性のある慣行とは認められない、ということである。以下、具体的な判例および適用した国際条約をもって、裁判所側の理由を検討する。

○東京地方裁判所（以下、地裁）七三一部隊細菌戦・南京虐殺についての中国人被害者からの我が国に対する損害賠償請求事件1999年9月⁽⁸⁾

適用条約：ポツダム宣言、陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（以下、ヘーグ陸戦条約）三条、国際人道法、国際人権法。

判決：原告請求却下。

判決理由（本論文は国際法に限り挙例、以下皆同様）：「今から50年以上前の本件加害行為は……国際法上、外国による戦争行為の被害に係る損害賠償問題は、その損害が個人につき発生したものであったとしても、一般的に、個人が直接外国に対して侵害賠償を求める権利を有するわけではなく、その個人の属する国家と当該外国との間の、實際上戦後の平和条約の締結等に係る外交交渉によって決すべきものであると解されており、このような解釈は、国際法上一般論として既に確立している

⁷⁾ R.Y.Jennings, *The Judiciary, International and National, and the Development of International Law*, ICLQ, vol.45 (1996), pp.1-12.

⁸⁾ 判例タイムズNo.1028 (2000.7.1)

もので、個人が直接外国対して戦争被害に係る損害賠償を求める権利を有するとは認められていない。

ヘーグ陸戦条約及び同規則は、……慣習法化していたと認められるとしたが、同条約三条の文理解釈、その立法過程における議論、事後における実行状況等からしても、同条は個人の損害賠償請求権までを規定したのではなく、……慣習法化していたとは認められない。

国際人道法、国際人権法に……個人が、……我が国に対して直接損害賠償を求め得る権利を有するという国際慣習法が確立しているとは認められず。」⁹⁾

上述判例と同様、個人が国際人道法、国際人権法に違反したのを事由にして直接に違反国・加害国に損害賠償請求を主張することができるか、個人にはこの請求権があるか、このような個人の請求権は国際慣習法になっているか、は戦後補償裁判の国際法争点である。とくに以下の事件において現れている。そしてこの個人請求権は裁判所側に認められていない：

○東京地裁韓国人川崎製鉄所強制労働事件1997年5月（判例時報1614号41頁）

国際法上個人請求権の本件の新しい意義：本件原告の主張—国際法上の個人請求権は消滅時効・除斥期間の適用になってはならない（41頁）。

○山口地裁関釜元従軍慰安婦損害賠償請求事件1998年4月（判例時報1642号37頁）

国際法上個人請求権の本件判決の新しい論点：現憲法制定以前の従軍慰安婦行為の人権侵害を追究するならば、「理論上の飛躍」がある。この飛躍は不当である。

○東京地裁韓国人日本国韓国合併・韓国民強制連行損害賠償請求事件1996年3月（判例時報1597号103頁）

国際法上の個人請求権の本件判決の新しい論点：被害者個人が国家の外交保護権を通さず直接に加害国に損害賠償請求を主張したことには「具体的な本案主張」がない、他の実例も、証拠もない（106頁）。ニュルンベルク裁判と東京裁判で確立した「平和に対する犯罪」、「人道に対する犯罪」は個人の国際法上の刑事責任に限り、国家の個人に対する国際法上の民事責任がない（107頁）。

○東京地裁上香敷朝鮮人虐殺事件損害賠償請求事件1995年7月（判例時報1563号122頁）

国際法上の個人請求権を認めない。

○東京地裁フィリピン性奴隷（従軍慰安婦）損害賠償請求事件1998年10月（判例時報1683号60頁）

国際法上の個人請求権を認めない。

○東京地裁イギリス等元捕虜・民間抑留者損害賠償請求事件1998年10月、同地裁オランダ元捕虜・民間抑留者損害賠償請求事件1998年10月（判例時報1685号3頁）

国際法上の個人請求権を認めない。

⁹⁾ 前掲判例注8、九三頁。

○名古屋高裁金沢支部不二越女子勤労挺身隊員等賃金等請求事件控訴審理判決1998年12月（判例タイムズNo.1046、166頁）

国際法上個人請求権の本件判決の新しい論点：控訴人の国際法上重大な人権侵害被害事実は消滅時効・除斥期間の適用にならないと認めるが、本件の個人請求権は「特殊事情」により認められない（一六六頁）。

○東京地裁中国山西省旧日本陸軍兵士性暴力被害損害賠償請求事件2003年4月（判例時報1823号61頁）

本件では国際法上個人請求権に関する論点は、国際法上個人が法主体であるかの争点に変わり、国際法上個人請求権の議論をより深めた。

原告主張：国際法に国際的なレベルと国内的なレベルの両面がある。国内的なレベルにおいては個人は国際法を援用することができる（64頁）。

○長崎地裁韓国人長崎三菱重工強制連行強制労働損害賠償請求事件1997年12月（判例時報1641号130頁）

判決の意義：強制連行・強制労働は人権侵害であり、国際法違反である、と結論。この侵害に対する個人請求権を言及していない。

○東京地裁花岡中国人強制連行強制労働損害賠償請求事件1997年12月（判例タイムズNo.988、253頁）

国際法上個人請求権の本件判決の新しい論点：被告人の強制労働の行為は国内民法上の責任である（253頁）。原告の国際法違反行為の主張を退けた。

以下の高裁審理では裁判所側と控訴人（原告）側が国際法の理解をよりレベルアップして、いままでの簡単な肯定・否定論より国際法の学説と判例をもって審理判決の理由を立てている。いままで裁判所側の「国際法誤解」¹⁰⁾から進歩した。

○東京高裁フィリピン女性旧日本軍兵士暴行監禁被害損害賠償請求事件控訴審理判決2000年12月（判例時報1744号）

国際法上個人請求権の本件判決の新しい論点：「個人が他国から受けた被害等は所属国の外交保護権の行使によって処理されるのが原則である。……個人が所属国以外の国家に対して直接被害回復を求める権利を付与されるためには、これを求める特別の国際法規範が存在しなければならない。」（48頁、55頁）

個人請求権を認める国際慣習法が成立しているといえるためには、大多数の国家において法的な義務であるとの確信の下に慣行として行われている必要がある。それゆえ個人請求権を求める国際慣習法が存在していない（48頁）。

国際法の発展として個人の権利義務も国際法の対象になってはいるが、本件においては従来の国際法の国家主体性を採る（49頁）。

○東京高裁在日韓国人中国漢口従軍慰安婦損害賠償請求事件控訴審理判決2000年11月（判例時報1741

¹⁰⁾ 申恵丰 前掲論文注6、111頁。

号)

国際法上個人請求権の本件判決の新しい論点：個人が国家を相手に損害賠償を主張する請求権がない、これは国際法の「原則的法理」である (42頁)。

個人の人道犯罪と処罰に「関する国際慣習法が成立しているとしても、……直ちに人道に対する罪の被害者にこの国際慣習法が付与されたと解すべき根拠になるとはいえない。」(47頁)

控訴人の主張：「国家責任の解除」の国際法の法理をもって個人が国家に損害賠償請求を提訴する可能性と有効性がある。

○東京高裁韓国併合・元従軍慰安婦損害賠償請求事件控訴審理判決1999年8月 (判例時報1704号)

国際法上個人請求権の本件判決の新しい論点：控訴人が本請求の法的根拠とした、国が個人に対して直接損害賠償責任を負担する国際慣習法は存在せず、控訴人が本請求の法的根拠としたカイロ宣言・ポツダム宣言等も国に韓国民に対する賠償義務を負わせたものと解することはできない (55頁)。

以下の判例は、裁判所側と原告側がさらに国際法の勉強を努め、国際法上個人の請求権と個人が国際法上の法主体であるかについての争点をより深め、双方の攻防戦を通してこれらの問題をよく検討した。そして、裁判所側は個人請求権と個人主体性の国際法上従来の法理と国際法の発展および戦後補償裁判の現実に合わせて国際法のこの問題の理解と認識を一步前進させた。

○東京地裁中国人従軍慰安婦損害賠償請求事件2002年3月 (判例時報1804号)

国際法上個人請求権の本件判決の新しい論点：具体的な国際条約に対して条約には個人請求権の規定または主旨があるかを検討している。

原告人が本請求の法的根拠としたヘーグ陸戦条約は個人の請求権を認めたものではなく、その旨の国際慣習法の存在も認められない (50頁、58頁)。

原告人が本請求の法的根拠とした強制労働条約には個人の国家に対する請求権を認めた規定はない (58頁)。

原告人が本請求の法的根拠とした婦女売買禁止条約には個人の国家に対する請求権を認めた規定はない (58頁)。

原告の主張：現憲法体制は国際法を一般的に受容している。「条約ないし国際慣習法が個人の権利の保護を規定し権利侵害を受けた個人の被害回復のための請求権を認めている場合は、我が国の裁判所がその国際法の解釈を通じて、国際法上認められた個人の権利の執行を担保することは当然である。」(63頁)

○京都地裁ニッケル鉱山中国人強制連行強制労働損害賠償請求事件2003年1月 (判例時報1822号)

国際法上個人請求権の本件判決の新しい論点：「国家に対する損害賠償請求権を個人に取得させることを内容とする国際慣習法が、既に成立していると考えerことは困難である。」(96頁)

原告の主張：本件請求の法的根拠の国際条約 (奴隷禁止条約、ILO第29号条約「強制労働に関する条約」—両条約とも日本が批准している) を一々検討し日本国の条約違反行為の追究をもって被害者個人の損害賠償請求権の正当性を論証する (109頁)。

そして、奴隷禁止条約の慣習法化の意義から、被害者個人の損害賠償請求権は国際慣習法上の権利である、と論証する (109～110頁)。国際法の一般原則論からも論証する。個人請求権と国家請求権

の併存関係、今日国際法が人権法を中心としている。そのため個人が請求権を享有する。

○東京地裁中国人劉連仁強制連行強制労働13年間北海道山中逃亡損害賠償請求事件2001年7月（判例タイムズNo.1067）

本件は訴訟事実の重大性で内外に注目された。判決の原告全面勝訴と被告人の時効・除斥期間の適用が「著しく正義、公平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなう」の結論が内外で大きな反響を呼んだ。判決が戦後補償裁判の判例になる。

国際法上個人請求権の本件判決の新しい論点：国際法は国家の国際法主体性だけを認める。個人が権利を主張する場合には条約に特別の規定がなければならない。

ヘグ条約三条は個人に戦争被害損害賠償請求権を与えているとは認められない（138頁）。本論文の見解では、東京地裁のこの論証は国際法理解のレベルが高い。とくに国際法を国内法廷の論証のレベルにおいて法規範としての正当性、妥当性を論証し、その理論性が高い、国際法の裁判規範としての有用性を実証している。

赤十字国際委員会が一九八七年発行したヘグ条約九一条の解説書の「損害賠償を請求できるものは、通常は、紛争当事国もしくはその国民である」を検討はしたが、個人が直接に国家に賠償請求権を主張主体であるとは、「確定的に採用したものと解することは困難である」（135頁）と裁判所は判断した。

裁判所はまたヘグ条約三条を適用して個人の請求権を認めた判例を検討し、「ヘグ陸戦条約三条を根拠に個人の国家に対する損害賠償請求権を認めた事例と認める余地がある」（135頁）、と判断した。裁判所はようやく「余地」を認めるところまで前進した。

○福岡地裁中国人強制連行強制労働損害賠償請求事件2002年4月（判例タイムズNo.1098）

本件は決は戦後補償裁判の重要な判決である。日本国と企業の強制連行・強制労働の共同責任を確認し、両者の不法行為の時効と除斥期間の適用を否定した。

国際法上個人請求権の本件判決の新しい論点：「損害賠償について国家間での合意が成立した場合、……国民が直接相手国に対して、損害賠償を請求できなくなることは考えられるとしても、このことから直ちに、すべての場合に、国民個人が、相手国に対して、戦争において被った損害の賠償を請求し得ないと解することはできない」（301頁）。これは裁判所の画期的な見解出有る。裁判所は、戦争被害者個人が加害者である相手国に対して損害賠償請求を主張することができる、と考え始めた。

ところが、この一歩の前進が以下の高裁審理において逆戻りになっている。以下の高裁審理は戦後補償裁判の初期の段階と同様、国際法上の個人請求権を簡単に否定する。棄却の理由が、簡単で国際法に関する理解と理解の努力およびそれゆえの論証がない。

○東京高裁中国人劉連仁強制連行強制労働十三年間北海道山中逃亡損害賠償請求事件控訴審理判決2005年6月（判例時報1904号）

国際法上個人請求権の本件判決の新しい論点：国際条約は国家間の権利義務関係を規定するものである。私人の権利義務に関しては条約締結国の意思が確認でき、「明白、確定的に定められている要件が具備する必要がある。……被控訴人らが主張する国際責任法理が、国内裁判所で直接適用可能な法規範となり得ない」（102頁）。

2 個人請求権は国際法上どう解決すべきか

上述判例から示されているように、戦後補償裁判において国際法上個人が国家に対して損害賠償請求を主張することができるか、主張する権利があるか、は争点となっている。この争点は戦後補償訴訟の勝敗を決めている。当面裁判所の国際法上個人請求権が存在していないとの解釈と適用で、国際法の条約と慣習法を法的根拠とした訴訟は敗訴となっている。この個人請求権をなんとかできないのだろうか。

○2006年3月10日長野地裁中国人強制連行強制労働損害賠償請求事件（中国籍国民七名 v. 鹿島建設・大成建設・熊谷組・飛鳥建設）

原告敗訴。裁判長が「個人的な感想」に意味深い問題提起をしている。「我々上の世代は本当にひどいことをしたという印象を受けた。一人の人間として救済しなければと思ったが、判例を覆すにはきちんとした理論が立てられないとやむを得ない」⁽¹¹⁾と述べた。裁判官からの同様な思惑は上述「東京地裁七三一部隊・南京虐殺損害賠償事件」の判決文にも現れている。「理論上個人は加害国に対して損害賠償を請求する権利がない」⁽¹²⁾。すなわち、「理論」が戦後補償裁判の壁となっている。

それならばこの「理論」は何であろう。おそらく「理論」と言っているのには二つの意義がある。過去の、今までの「理論」と、あるべき「理論」である。

過去の、今までの「理論」では、国際法上個人の法主体性というのは理論上の不毛の論争である。国際法の現実には、国際人道法と裁判で争われているハーグ条約および争点となっている三条は「人」を対象としている。そして、国際人権法は個人対国家の構造を設定している。すなわち、国際法には国家に対する個人の権利、個人に対する国家の義務の規定が用意されている。だから、戦後補償裁判においては「理論」とその有無は決定的な要素ではなく、国際法をどう解釈し理解することである。具体的に：

(1) 個人請求権と外交保護権—個人の権利と国家の措置

個人請求権の問題を克服するためには裁判所側は過去の、今までの「理論」の外交保護権説を採用している。外交保護権を戦後補償裁判の法または政策として適用すれば、個人の権利が外交保護権に覆い隠され、代替される。戦後補償裁判の現場でこの問題は個人の権利と国家の措置との衝突になっている。両者が代替され、混淆される一体性のあるものであろうか。

外交保護権は国際法の一法原則である。その主旨は国家が自国民を外国の不法行為の被害から守ることであり、国家に守る権利があることである⁽¹³⁾。この権利は国際社会が国家に付与するもので、国家間条約や国際慣習法にすべて言及されていない国民個人の権利を守る国家レベルのものである。すなわち、国際社会において、国家レベルの権利と国民個人レベルの権利が併存している。外交保護権の行使手続は国民個人から国家へ申請する、国家から外国へ主張し、交渉する、という形式上のものがある。この形式上のものが戦後補償裁判において強調されているが、完全に認識されていない。すなわち、個人が外国に直接に権利を主張することができなく、当該国家の外交保護権を動員するしかない。この認識は外交保護権の本来の目的、あるべき「理論」であろうか。

¹¹⁾ 朝日新聞2006年3月11日朝刊。

¹²⁾ 前掲判例注8、137頁。

¹³⁾ 「外交保護権」とは、在外の国民に対する国家の外向的保護を行なう、国際法上に認められる権利である。高野雄一『国際法概論上』弘文堂1978年311頁と田畑茂二郎『国際法講義上』有信堂1984年236～238頁を参照。戦後補償裁判の場合では、外国籍個人の原告は「在外自国民」ではない。この意味で、同裁判の被告と裁判所が主張している「外交保護権」は根本的に間違っているかも知れない。

まず、外交保護権は国民個人の権利を覆い隠すものでもなく、代替できるものでもない。国際法は国家間の法であるため、国民個人が国際法を動員するには距離感があり得ることで、外交保護権はこの距離を埋める橋である。これが外交保護権本来の予期の目的である。外交保護権が一旦国民個人とタッチすれば、国際法需要の現場において外交保護権は手続法のように実質的な問題解決のルートから退く。そのかわりに、個人の実質的な権利義務を規定する実体法が機能を動かし始める。だから、戦後補償裁判においては個人請求権を争点にする場合、手続法的外交保護権を根拠にし個人請求権の有無を論証するのが的はずれである。

そして、外交保護権という手続法を動員するには原則的な条件がある。それは外交保護権より先に国内救済措置を講じる、国内救済原則である。国民個人が自国にでも、加害国にでも司法救済を訴求する。司法救済ができない、または実効がない場合に、被害の中止、原状回復および権利の実現が阻害される場合に、国家の外交機関を動員し、国家が外交保護権を発動する。戦後補償裁判はいわゆる国内救済であり、外交保護権より先に講じるべき国内救済措置である。だから、日本の裁判所が戦後補償訴訟を受理するのは正当である。

外交保護権は国家間の外交関係調達の措置である。国民と外国間の民事法的なことが起こる場合に、国家間の外交保護権を必要以上に動員するより、民法に任せれば、問題解決に有利で、また他国の司法権を尊重することになる。

最後に、国民私人のレベルからいえば、国家に救済を求める場合に、外交保護権と国内司法の法使用がどちらがアクセスしやすいか。社会制度の現実においては、弁護士を依頼して司法機関に司法的救済を求めるのが、外交ルートよりアクセスしやすい。この問題は裁判所にとって訴訟法や法廷論証のような技術の問題ではなくて、社会感覚で考慮する問題である。(実際、この問題を意識している裁判所と判例もある。東京地裁中国人従軍慰安婦損害賠償請求事件2002年3月の判決において、こう述べている。「戦争という大量かつ広範囲に権利侵害が頻発するような事態に対処する法的救済措置として、およそ個人による加害国家に対する請求権の行使が考えられないと結論付けるべきではない。」(判例時報1804号67頁)

(2) ヘーグ陸戦条約三条と個人請求権 — 同三条をどう解釈すべきか

ヘーグ陸戦条約三条が戦争被害者個人に加害国に対して主張する損害賠償請求権を付与しているかどうかは、戦後補償裁判の国際法争点の一つで、国際法上個人の法主体性または個人の権利の有無という問題の具体的な事例である。この争点は同三条をどう解釈するかということである。

条約の解釈に関してはウィーン条約法条約は解釈の原則を規定している。第三一条は「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」と規定している。さらに第三二条は条約解釈の細則も規定している。「前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。(a) 前条の規定による解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合、(b) 前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合。」この三一条と三二条は戦後補償裁判の現場でヘーグ陸戦条約、とくにその第三条が個人に損害賠償請求権を付与しているかに関する争点の解決に指針となっている。

しかし、条約自身でも、ウィーン条約法条約の解釈規定でも、あくまでも文言上のものであり、実際においては解釈は条約適用者の条約に対する認識と観念による部分が大きい。戦後補償裁判の場合、ヘーグ陸戦条約三条を含む国際法に対する裁判所の認識は国際法の適用に与える影響がある、と言わ

ざるを得ない。これはヘーグ陸戦条約の個人請求権の解釈を見れば裁判所の解釈の問題点が明かである：

原告の主張—加害国に対する原告個人の損害賠償請求権の正当性と妥当性を論証するためにヘーグ条約三条の文理解釈を試みる。すなわち、同条約の目的により、ヘーグ陸戦条約三条の違反者に損害の賠償責任を課した。同三条の用語compensationは不法行為または契約違反に生じた金銭賠償を意味している。同条約の五二条と五三条を三条の類推として同条約に規定されている賠償の対象は個人であると判断することができる。従来の「戦時賠償の法理」は国家間の賠償だけを対象とする。国家間の戦時賠償の法理でヘーグ陸戦条約を解釈すれば、同条約の目的に反する。

裁判所側の判断—原告の主張の棄却理由として裁判所は原告の上述主張を批判する。批判の理由曰く、ヘーグ陸戦条約三条は同規則に違反した国家の損害賠償責任を規定しているものの、賠償すべき相手については明らかに規定しておらず、個人が国家に対して損害賠償を請求することを前提とした手続規定も存しない、という。裁判所のこの批判は国家の損害賠償責任を認めたが、この責任を追究し賠償を請求する権利者を同三条の文理解釈から導出することができなかった。

確かに裁判所の理解したように、ヘーグ陸戦条約三条の重要なところは、国家の賠償責任を規定するところである。ゆえにこの原則的な規定により国家の賠償責任を追究し賠償を請求するのは国家でも可能であるし、個人でも可能である。すなわち同規定の直接的な適用は妥当であり、請求権利者を問い、請求権利者適格を問う必要がない。法律上の責任規定は強行規範であり、責任の明確と追究を目的とし、損害賠償の実現を通して被害回復、救済と問題解決を求める。強行規範は適用と実現を司法機関の司法活動に任せ、適用適格者のような保証条項を設けない。この場合、司法機関の直接適用が妥当で正当である。

一方、戦後補償裁判の現場で原告側がヘーグ陸戦条約三条の目的理解も試みている。戦争被害の回復、国際人道法の「人道」の意義と人権の「人」の意義から同三条の目的理解を試み、個人請求権の正当性を論証している。この目的理解は同三条の適用と実現の意義からいえば必要であり、簡単に「牽強付会」¹⁴⁾と批判されることはない。国際法の理解のために条約の文理解釈と同様なレベルで目的解釈も欠けられない作業である。とりわけ裁判の現場において国際法規定の目的解釈は国際法自身の解釈はもちろん、国内法の類推などの作業を進めることも必要で、国際法の適用には積極的な意義がある。

ヘーグ陸戦条約の起草過程の検討の意義—同三条の個人請求権の有無を確かめるために、原告、被告と裁判所がともに自分の目的をもって同三条の起草過程に遡って検討している。国際条約の準備過程の検討は条約の理解と解釈のための有効な作業である。戦後補償裁判の現場で、原告は同三条の起草過程でドイツ代表が個人の賠償請求を問題提起し、全代表の明確な決着と同条項の明記がなかったが、ドイツ語の文献では同条項の表記言語には個人や個人のことを意味するderとdieを使用していること、賠償のcompensationの主旨と背景から、同三条に個人と個人請求権の主旨がある、と論証している。それに対して、同条項の起草過程を検討した裁判所側の結論は、諸国の明確な決定とその表現としての規定がないため、個人請求権の付与が存すると認められない、ということである。原告の論証と裁判所側の「明確な規定」の堅持は同三条の正しい認識と解釈が得られなかったため、判例の検討の作業を取り入れた。以下、法廷で行なわれた判例の検討である：

¹⁴⁾ 前掲東京地裁七三一部隊・南京虐殺中国人被害者日本国損害賠償請求事件判決、判例タイムズNo.1028、115頁。

○ベルサイユ条約と混合仲裁裁判所

第一次世界大戦直後に締結したベルサイユ条約と同条約によって設置された戦争被害と問題を解決する混合仲裁裁判所は、戦争被害者個人の賠償請求権を認めた。戦争被害と戦後補償の対策を目的としたベルサイユ条約が個人請求権を認め、特別に裁判所を設置し、個人請求権を適用したのは、同判例の意義である。

戦後補償裁判所の意見一同判例をもって直ちに国際法が個人請求権を認めた、という国際慣習法が確立したとまでは認められない。

批判一本論文の批判：裁判所の意見に数で国際慣習法を見る偏見があり、判例というものの意義を見過ごした。むしろ同判例は第一次世界大戦後以来の個人の戦争被害を解決する条約を適用した判例であり、時間の経過で同条約と判例の法的効果を受け入れた国際社会の法的信念と慣行がある、と言わなければならない。

○南京事件際日本軍米国籍パナイ号爆撃損害賠償請求事件（1937年）

米国と被害者の乗員の遺族が日本に対し損害賠償を請求した。

戦後補償裁判所の意見一被害者の遺族が個人として日本に損害賠償を請求したが、本件は日米両政府の外交交渉を通して解決された事例であり、被害者個人に対してその損害を賠償した事例ではない。

批判一本論文の批判：被害者個人が外国政府に対して損害賠償を請求した本件の事実は意義がある。被害者個人という要件および加害国に対抗する被害者個人というのが国際法上の個人請求権の発生源となる。

○日本阿波丸安導券確約捕虜救助品輸送途中米軍の違法攻撃損害賠償請求事件（1945年）

日本政府がスイス政府を通して米国政府に損害賠償を請求し、被害者の乗員を個人単位にして損害額を算定し、被害者個人に賠償金額を請求した。

戦後補償裁判所の意見一日本政府が外交保護権を行使した事例であり、個人の請求権についての国際慣習法が確立していたことの証左とすることができない⁽¹⁵⁾。

批判一本論文の批判：本件は外交保護権の事例ではあるが、個人の戦時行為による被害を事由にして外国国家を相手に損害賠償を請求した事実には個人の要素がある。この要素をもって個人請求権の存在可能性認定の参照にはなる。

○旧西ドイツ・ミュンスター行政控訴裁判所判決（1952年）

「原告の損害賠償請求権は、国内公法のみならず、国際法からも生じる。一九〇七年のヘーグ陸戦条約第三条により、国家は、自国の軍隊を組成する人員の一切の行為（ヘーグ陸戦規則の違反行為）につき責任を負う、文民の保護のため広範な文言が選択された第三条によれば、損害をもたらした者の過失は責任の要件ではない。第三者が軍隊構成員の行為にかかわる占領国の絶対責任について規定しているということは、国際法の疑いなき原則である。国際法の定めるこの絶対責任の枠内で、国家は『無形的』損害についても賠償する義務を負う。」⁽¹⁶⁾

¹⁵⁾ 前掲判例注14、115頁。

¹⁶⁾ 前掲東京地裁中国人劉連仁強制連行強制労働損害賠償請求事件判決、判例タイムズNo.1067、134頁。

戦後補償裁判所の意見—本件は、ドイツ占領中のイギリス軍が使用する自動車によって重度の人身障害を受けたドイツ住民（原告）が、ドイツ当局に損害賠償を求めたものであって、加害国とされるイギリス政府に対する請求ではなかった。

批判—本論文の批判：本件はヘーグ陸戦条約三条を個人請求権の事件に適用した重要な判例である。本来は個人が外国の戦時中の行為に対して損害賠償を請求した事件であり、国内裁判所がヘーグ陸戦条約により個人に対する国家の損害賠償責任を認定した事件であり、国内法廷で個人の損害賠償請求事件にて個人の損害賠償に対する戦時行為の施行国・占領国の絶対責任を確認した事件である。この確認はヘーグ陸戦条約三条の準備過程以来明確にされなかった個人請求権の補足的な説明になる。これらの点は本件の意義である。個人請求権の主張者が自国政府に損害賠償を求めるか、加害国の外国に求めるかは形式のものであるに過ぎない。戦後補償裁判の裁判所がこの形式的なものに拘らずに本件の重要な判例であったところを看過してはならない。

○ドイツ・ボン地方裁判所判決（1997年）

「侵略者の責任は、既に両世界大戦の間に国際法の要素になった。捕虜と占領地の一般住民を殺害したり奴隷化したりしてはならないと言う原則も国際法の一般規則に属しているということについて意見が一致している。この一般原則は、1907年10月18日への陸戦の法規慣例に関するヘーグ第四条約にも表現されている。ドイツ帝国は、ヘーグ第四条約を1919年10月7日に批准したので、その規則を遵守しなければならなかった。この条約の付属書五二条によると、占領地の住民への課役は占領軍の需要のためにするのでなければ要求することができないし、住民が母国に対する戦闘行為に従事する義務も含めてはならない。その上、四六条によると、住民の名誉、生命、信仰・宗教は尊重されなくてはならない。したがって、交戦中のドイツ帝国は、ユダヤ系住民を軍事工場で殲滅を目的として非人間的条件下で強制労働させることも禁じられていた。」¹⁷⁾

さらに、同判決は以下の諸条項に関して判示した。ヘーグ陸戦条約が相互主義の下で損害賠償責任を課しているわけではない、ドイツ連邦憲法二五条によってヘーグ陸戦条約が国内法化されている、同条約の効力順位が法律よりも上位におかれることを根拠として、ヘーグ陸戦条約により帝国公務員責任法の求める相互主義の適用を排除する。すなわちヘーグ陸戦規則違反の行為に起因する損害賠償責任が個人のために援用されることを明らかにした。

戦後補償裁判所の意見—個人の国家に対する損害賠償請求権を認めた直接の根拠は国内法にあったが、その判決内容からして、ヘーグ陸戦条約三条が個人の国家に対する損害賠償請求権を認める根拠となり得るという見解を示したものである。

批判—本論文の批判：明確な判決と決定的な意義のある司法判断で、日本の裁判所もこの点を素直に認めた。ボン地裁の判決は、日本の戦後補償裁判で行われているヘーグ陸戦条約三条の個人請求権の判断（三条の事後の実行）と適用には言うまでもなく、現在でも同裁判で「理論」または根拠とされている戦争被害の損害賠償の相互主義という問題を始めとして、同裁判の全般にとって判例となり、参照するものが多い。

○コンゴ内乱の際国連軍に被害をもたらされたベルギー人とその損害に対し、国連事務総長が、国連軍の行為は戦争放棄に違反するものであったため、被害者のベルギー人は国連から損害賠償を受け

¹⁷⁾ 前掲判例注14、116頁。

る権利があるということを認めた。それをもってベルギー人は直接国連から損害賠償を受けた。

戦後補償裁判所の意見—この事例は、国連とPKO受入国との間に条約が結ばれたことによって個人の損害賠償の填補が図られた事例で、これをもってヘーグ陸戦条約三条の事後の実行があったものとするのが困難である⁽¹⁸⁾。

批判—本論文の批判：本件は個人が国際組織を相手にして損害賠償を請求し賠償を受けた事例である。国際法を根拠にして個人請求権を実現させた本件は国際法上の個人請求権の判例になり、国際法の具体的な文言に明言されていない個人請求権というものとその存在を明確にしている。戦時の国家行為に対する国家間の損害賠償請求権とともに個人の請求権も含まれると立証した本件の意義において、ヘーグ陸戦条約三条の事後の実行と認定することに支障がない。

○ギリシャ・レイバディア地裁判決（1997年）

被告ドイツ連邦共和国の違法行為に対する原告（外国籍個人）の損害賠償請求の訴訟はヘーグ陸戦条約三条及び同規則四六条により合法的であり、個人の資格で請求を行うことを妨げない。原告請求認容⁽¹⁹⁾。

戦後補償裁判所の意見—この判決は、原告が主張するように、ヘーグ陸戦条約を直接の根拠をもって個人の損害賠償請求権を認めた事例であると解釈することはできる⁽²⁰⁾。

批判—本論文の批判：裁判所が素直に認めたように、本件はヘーグ陸戦条約三条と同規則四六条を適用して国際法上の個人請求権を認めた事例である。同判決のように、ヘーグ陸戦条約を根拠にして個人請求権を認めるのには、同条約の文言の解釈と付加要件の立証（事後の実行、相互保証など）を行わないで、同条約の直接的な適用で十分である。本件は目下日本で行われている戦後補償裁判の判例になる。

以上の判例は世界各地の裁判所の国際法と個人請求権に関する肯定的な法的判断である。以下は国連機関で行われていたヘーグ陸戦条約についての解説と報告の事例である。

○ジュネーブ諸条約追加第一議定書九一条（1977年6月8日採択）に関する赤十字国際委員会の解説書（1987年）

同条項がヘーグ陸戦条約三条の趣旨を踏襲するものであり、「損害賠償を請求できるものは、通常は、紛争当事国（当事者）若しくはその国民である。」同条項によって保障される権利、すなわちヘーグ陸戦条約三条によって明示された個人の損害賠償請求権が、交戦国の権利ではなく、被害者個人の権利でもあることを当然の前提にしている⁽²¹⁾。

○テオ・ファン・ホーベン国連最終報告書（1993年）

「損害賠償請求権を有する被害者とは、個人的であれ、集団的であれ、身体的心理的被害、情緒的苦悩、経済的損失または基本的自由の相当な侵害を含む危害を受けた人々を意味する。」⁽²²⁾

上述の判例と国連機関の解説書、報告書はいずれも日本の戦後補償裁判の法廷で例示された根拠で

¹⁸⁾ 前掲判例注14、116頁。

¹⁹⁾ 前掲判例注16、134頁。

²⁰⁾ 前掲判例注16、135頁。

²¹⁾ 前掲判例注16、135頁。

²²⁾ 前掲判例注16、135頁。

ある。しかし、現実にはこれらの根拠は裁判所の原告個人請求権の認定「理論」と根拠にはされなかった。上述ケース・スタディで見られたように、裁判所が国内法廷の国際法適用をめぐる、「明確な」文言規定と普遍的な条約の事後実行に拘り、消極的であると言わざるを得ない。

三 国内法廷における国際法の適用

国際法が国内法廷で適用されるのは当然のことである。日本の戦後補償裁判は集中的に多数の国際法適用の事件を審理している。もともと国際法を国内法と離して特別なものに扱われることがなく、国内法廷において国際法は国内法と同等に適用される。国内法が法適用のために解釈されるのと同様に、国際法も解釈の作業が必要である。しかし上述した戦後補償裁判においては国際法の認識と解釈の問題が浮き彫りにされる。それは基本的に国際法を認識するかの問題である。上述した「国際法と個人請求権」の問題はこの問題群のなかの一つで、戦後補償裁判で特に争点となっている。ほかにも国際法の「国際」の意義と「国内」法廷における「国際」意義の適用に関する問題がある。

1 国際法の「明確な規定」

上述した判決のなかで国際法の「明確な規定」がない、適用が認められない⁽²³⁾、または「明白、確定的、完全かつ詳細に定め、国内での直接的適用が可能」⁽²⁴⁾な規定でなければならないという裁判所の意見が少なくない。裁判所が求めている国際法の「明確な規定」は国内法のような明確な権利・義務の規定であろう。裁判所は法適用を検討する場合、明確な権利・義務の規定に対して法解釈の作業を展開する。しかし、国際法にはこのような「明確な規定」がないため、戦後補償訴訟事件の裁判所が法規定の箇条に合わせて権利・義務を認定し、侵害または違反を認定することができない。

国際法は国家間の法として諸国間の、国家と国際社会間の権利・義務を定める。この権利・義務は国内法と同様に予期ができる、形式的合理的な、いわゆる明確な法規範である。そして、国際法には宣言、原則のようなソフト・ローも数多くある。これらのソフト・ローは国内法のような「明確な規定」ではないが、国際社会で法規範として機能している。国際法の明確な規定およびソフト・ローはともに裁判規範として国内法廷で適用することができる⁽²⁵⁾。この場合、国内法廷において国際法の特性を生かす、柔軟性のある裁判所の認識と解釈が重要である。一括に「明確な規定」が書かれていないから、適用不能にすれば、国際法の機能が果たせない、実現もできない。

ヘーグ陸戦条約三条には個人請求権があるかどうかに関する裁判所の認識と解釈はこの「明確な規定」に纏わされ、「考えることが困難で」⁽²⁶⁾、結局は否定的結論しか出せなかった。そのため戦後補償裁判でヘーグ陸戦条約の個人請求権を根拠とした訴求はすべて「認められない」結末になっている。

2 条約の自動執行

条約の自動執行は、戦後補償裁判でヘーグ陸戦条約の消極的な解釈と適用に対する原告の反論である。条約の自動執行とは、国際法が国内法制度上に国内法と同等な効力または上位法と決められる以上、国内法廷においては自動的に執行されることである。すなわち、この国際法の原則でヘーグ陸戦条約に個人請求権が存するかの争点を解決すれば、同条約が戦後補償裁判で裁判所に直接に適用され

²³⁾ 前掲東京高裁フィリピン従軍慰安婦損害賠償請求事件控訴審判決、判例時報1744号、55頁。

²⁴⁾ 前掲東京地裁中国人従軍慰安婦損害賠償請求事件判決、判例時報1804号78頁。

²⁵⁾ 国際法の裁判規範の意義に関して阿部浩己前掲論文注6、275-280頁参照。

²⁶⁾ 前掲京都地裁中国人ニッケル鉱山強制連行強制労働損害賠償請求事件判決、判例時報1822号、96頁。

得る。とりわけ、戦後補償裁判の場合で条約の自動執行原則は個人に条約を法動員する正当性を提供している。この原則をもって個人でも直接に国際条約にアクセスすることができる。

条約の自動執行は国内法における国際法の受け入れ、と国際法の実現のための手段である。戦後補償裁判で原告側がこの原則をもってヘーグ陸戦条約の適用に対する裁判所の消極的な態度と被告人の否定の抗弁に反論し、裁判所の同条約の適用を促すのは正当で妥当である。しかし、注意しなければならないのは、条約の自動執行といえ、条約の法適用を行う司法機関が解釈なしで通すということではない、ということである。

3 国家の請求権と個人の請求権—日中条約に対する裁判所の解釈

戦後補償裁判において国際条約と個人の請求権というと、裁判所が両者相克の理解を示したのはヘーグ陸戦条約である。しかし、国家間条約に関しては、ケース・バイ・ケースで国家の請求権と個人の請求権を相違の次元において分別している裁判所の判断もある。例えば、日中共同声明（1972年）と日中友好条約（1978年）は対日戦争賠償に対して放棄すると言明している。この賠償請求権の放棄に関して、1995年中国の外相が日中共同声明で放棄したのは国家間の賠償であって、個人の賠償請求は含まれない、と説明した。（日中友好条約は日中共同声明の諸原則の確認と細則の条約である。だから、この説明は日中友好条約にも効用がある。）

両条約で言及されている賠償請求権の放棄および中国外相の説明に対して、戦後補償事件の裁判所は一般原則論と具体論で見解を示している。一般原則論として、「我が国の政府は、平和条約、日ソ共同宣言等に定められたいわゆる請求権放棄の条項により、我が国は、外交保護権の放棄を約束させられたにすぎず、これによって、直接国民の権利、利益を処分したのではない、との立場を一貫して取ってきている。」⁽²⁷⁾ 具体論として、「日中共同声明及び日中友好条約により、中国国民固有の損害賠償請求権が、中国政府によって放棄されたかについては、法的にも疑義が残されていたものといわざるを得ない。したがって、原告らの損害賠償請求権が、日中共同声明及び日中平和条約により、直ちに放棄されたものと認めることはできない。」⁽²⁸⁾ 裁判所のこの解釈と見解は、国家の請求権と個人の請求権は国際法上別個に存在するものである、と意味している。この解釈と見解は裁判所の積極的な法判断で、法創造の意義がある。

この解釈と見解は国家間条約以外に、多数国家間条約、例えばヘーグ陸戦条約の個人請求権の判断には適用することが可能であるか。上述した戦後補償裁判の判例で分かるように、この問題は国家間条約と多数国家間条約の相違によるものではなく、また解釈の技術の問題—例えばウィーン条約法条約で確立された条約解釈の原則、国際慣習法の条約の自動執行—の問題でもない、裁判所の国際条約解釈の態度に左右されるものが大きいということである。

結 び

戦後補償裁判において国際法の法律争点は妥当な国際法の解釈をもって完全に解決されるのが多くない。したがって原告の国際法を根拠にした請求が却下されたのは殆どすべての訴訟事件である。判例を検討して発見された問題は、裁判所側が国際法を機械的に消極的に解釈し適用している、という

²⁷⁾ 前掲福岡地裁三井鉱山中国人強制連行強制労働損害賠償請求事件判決、判例タイムズNo.1098、285頁。

²⁸⁾ 前掲判例注27、301頁。

ことである。国際法の認識と解釈は戦後補償裁判の国際法争点の解決に支障があるだけでなく、同訴訟事件の勝敗も決めている。戦後補償裁判の継続と審理につれて、この根本的な問題の解決が望まれる。